

忌引き等の取り扱いについて

西原町立学校管理規則より 抜粋

(忌引等の取扱い)

第14条 校長は、児童又は生徒が次の表に掲げる理由により出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

号	理由	期間
1	忌引	父母にあつては7日、兄弟姉妹及び祖父母にあつては3日、曾祖父母、伯叔父母その他同居の親族にあつては1日
2	学校保健法(昭和33年法律第56号)第12条の規定による出席停止	その都度必要と認められる日数
3	父母の祭祀	その都度必要と認められる日数
4	進学、就職等のための受験	その都度必要と認められる日数
5	風水害、火災その他の災害による事故	その都度必要と認められる日数
6	前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合	